

2023年度全国統一防火標語 「火を消して、不安を消して、つなく未来」

消防署だより 第137号(令和5年6月号)

発行:中標津消防署

ホームページ <https://www.nakashibetsu.jp/kurashi/bohanbosai/shobo/>

電話番号 (0153)72-2181



住宅用火災警報器は設置済みですか？

住宅用火災警報器は平成 23 年6月から設置が義務化され、10年以上経過しています。すでに設置されている方も多いですが、なぜ住宅用火災警報器が必要なのか、点検はどうしたら良いのか、交換は必要なのか、などを詳しく説明します。

設置義務です
住宅用火災警報器

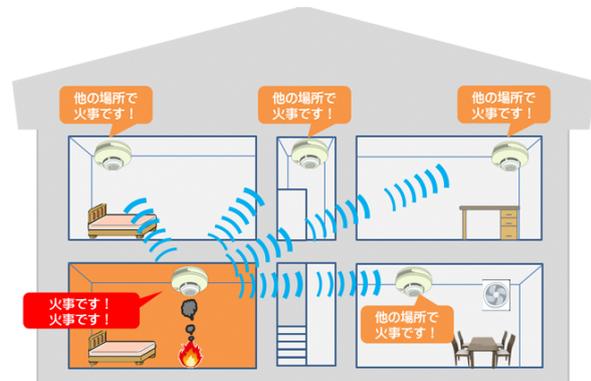
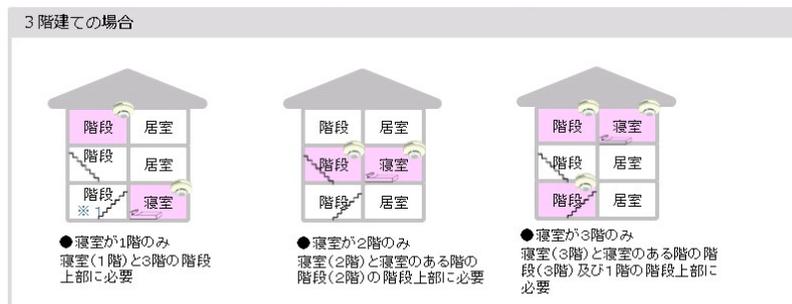
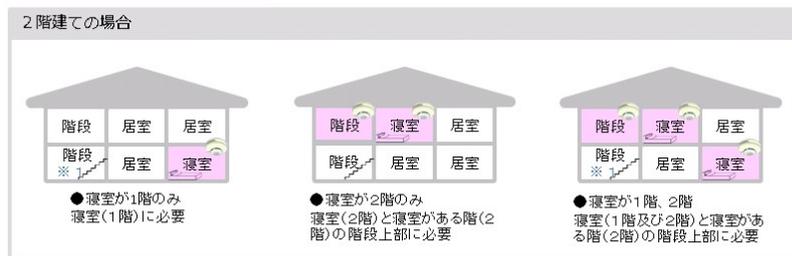


住宅用火災警報器とは

住宅火災で死に至る原因は、就寝時間帯に集中して死因の7割近くが逃げ遅れにより多くの方が亡くなっています。

住宅用火災警報器は、火災により発生した煙（熱）を感知し、音声等の警報により知らせるものであり、いち早く火災を発見することで、あなた自身はもちろんのこと、大切な家族の尊い命を守るための機器になります。そのため、全ての寝室に設置が義務付けられており、さらに2階以上に寝室がある場合は階段にも設置が義務付けられています。

また、住宅の1箇所で火災を検知したときに、他の設置している全ての部屋も同時に鳴り、より早く家族が気が付く連動型住宅用火災警報器もあります。



連動型住宅用火災警報器

住宅用火災警報器設置場所

点検方法は

点検方法は正常な住宅用火災警報器のボタンを押したり、紐を引っ張ると「ピーピーピー、火事です。」などの音が鳴ります。音が鳴らない場合は電池切れや故障が考えられます。取扱説明書を確認し、電池切れや故障の場合は速やかに交換しましょう。



交換はいつ？

住宅用火災警報器の寿命の目安が10年になっており、半年ごとの点検で鳴ることは確認できても、火災を検知するセンサーが故障している可能性があります。10年経過している住宅用火災警報器は交換しましょう。



住宅用火災警報器の奏功事例

住宅用火災警報器のおかげで避難に成功したものと初期消火に成功し被害が小さく済んだ事例をご紹介します。今回紹介するものはごく一部であり、他にも多数の奏功事例があります。

- 午前3時頃、2階寝室で就寝していた居住者が自室に設置した住宅用火災警報器の警報音に気が付き、目を覚ますと部屋中に煙が充満していた。1階のカーテンが燃えていたが、身の安全を確保するため初期消火は行わず避難した。
- 午前11時頃、卓上に置いてあったコンセントタップより出火し、隣室にいた家人が住宅用火災警報器が鳴動していることに気が付き、当該コンセントタップに濡れ布巾4枚を被せ初期消火し、住宅に燃え移るのを防止できた。

消防署では販売していません

消防署では住宅用火災警報器を設置しているかの調査は行いますが、販売することはありません。ホームセンターや電器店で販売していますので、ご自身でご購入してください。

もし、消防に似た服を着て「交換に〇万円です。」などと案内された場合は悪質訪問販売です。不審な場合は消防署にご連絡ください。



中標津消防署の電話での災害案内が終了します

電話で中標津の火災や救助が発生しているかを確認できるテレホンサービスの災害案内（0153-72-1144）が2023年12月31日を以って終了します。災害状況をご確認の際は中標津消防署ホームページ内の「火災・救助情報」をご利用お願いします。